

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成十九年六月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県（尾三地域事務所建設局）

三 事務所の所在地

三原市円一町二丁目四―一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成三年建設省告示第九百九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号及び平成十八年中国地方整備局告示第十号の事業地の内、三原市沼田東町兩名の一部を追加し、三原市沼田東町七宝を削除する。

2 使用の部分

平成三年建設省告示第九百九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号及び平成十八年中国地方整備局告示第十号の事業地の内、三原市和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、宗郷二丁目、宗郷四丁目、明神一丁目、明神二丁目、沼田東町兩名及び本郷町本郷の一部を追加し、三原市和田町、宗郷町及び明神町を削除する。